

第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（素案）に係る意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間 令和3年3月26日（金曜日）～令和3年4月25日（日曜日）

2 意見募集の結果 意見件数 18件

3 意見内容の概要及び意見の反映状況

(1) 意見内容の分類

区分	件数
1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について	16件
2 記載内容の見直しについて	1件
3 制度設計、交付金要綱等について	0件
4 その他	1件
合計	18件

(2) 意見の反映状況

区分	件数
A 計画案に反映した意見	10件
B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見	2件
C 今後の参考とする意見	3件
D 計画案に反映できない意見	3件
E その他	0件
合計	18件

意見 No	要望 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	1	P. 15 1. 中高標高域におけるシカ管理の推進の欄に、以下のような内容の追加を提案します。 ・シカの生育密度の把握や、適切な捕獲頭数の決定については、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」など、関連する計画と連携を図りながら進める。	A	ご意見を踏まえ、「シカ管理」の注釈に「神奈川県ニホンジカ管理計画と連携する」ことを記載します。
2	1	p38 図 大綱期間の残り5か年は、市町村主体でどのような事業がなされるのか、経過を見るにとどまるかもしれませんが、大綱期間終了後も、県として何らかの施策を継続する場合には、市町村主体で実施できない内容に特化するなど、重複を避けるための整理が必要になると予測します。もし、現時点でも実務レベルでは、県・市町村での事業の棲み分けがなされているのであれば、資料の書きぶりに一工夫あると、重複しているとの印象を与えずに済むかと思いません。 例：水源環境保全税「水源の森林づくりを推進する人材育成」 森林環境（譲与）税「水源の森林づくり以外の、担い手の育成・確保」	A	大綱期間終了後の施策については、今後の参考とさせていただきます。 図の表示については、わかりやすい表現に改めます。
3	1	人工林を目標林型の中でも針広混交林や広葉樹林を主体として転換していったらどうか。常に整備を必要とする人工林に対して自然の力を借りることにより、間伐・枝打ち等の作業回数とコストの削減、下草生着による土壌流出の削減、森の多様性創出によるシカ等の人工林食害の削減が期待できる。計画案の理念も含めてご回答ください。 ただし林型変換には10年単位の継続が必要である。新たに案に記載されている10年のみの短期水源林整備協定ではかえって上記林型変換の実現が難しくなる。20年の協定、場合によってはそれ以上の期間の協定が必要ではないか。短期協定案の実効性についてご回答ください。	B	水源の森林づくり事業では、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させることを目的とした森林整備を行っており、基本的には下層植生豊かな森林を目指しています。 人工林のうち、林道等から遠く、森林資源の活用を通じた森林管理の継続が困難な箇所については、県が所有者から借り上げて整備を行い、針広混交林を目指しております。 一方で、林道等から近く、森林資源の活用を通じた適切な森林管理ができる箇所については、健全な人工林を目指しています。 短期水源林整備協定は第3期計画から新たに取り入れた手法です。かつて公的機関により伐採の適期となる林齢まで適切に整備されてきた人工林を対象としたもので、針広混交林を目指します。この手法の対象となる森林は、かつて適切に整備が行われていたことから、比較的短期間で目指す環境を整えることができると見込まれるため、契約期間10年を基本としています。
4	1	フィリピン海プレート等により常に地盤の変動を受ける丹沢山塊において、人工のコンクリート壁・土留め等は結果的に繰り返し崩壊し、再工事を必要とする（したがって効果の無い出費となる）ことは丹沢各所においていわば“実証済”であり、公知である。第3期に比べ本事業に5億円も増額する必要性はないのではないかと。上記「水源の森林づくり事業」へ振り向けるべきと考える。計画案の理念も含めてご回答ください。	D	森林は、その根系による土壌緊縛力や下層植生が地表を覆うことにより土壌保全機能を有していますが、近年多発する豪雨災害のような短時間に大量の降雨があった場合、森林の力の及ばぬところで起こる崩壊が発生しています。 このような崩壊地を復旧するためには、コンクリート等を使用した構造物で土砂の移動を抑止することが必要であり、計画案において土壌保全対策を強化し水源林の災害対策を進めることとしています。 丹沢山地においては、関東大震災により発生した多くの崩壊地の復旧から始まり、長年に渡りコンクリート等を使用した構造物で土砂移動を抑止し土壌を安定させ、併せて植栽等の緑化工を行うことで山地荒廃の復旧が進められ、現在のように森林に覆われた丹沢となっており、その効果が発揮されているものと考えています。
5	2	P. 10及びP. 20 「今後予想される自然災害を踏まえ、林地保全対策を強化する必要がある」 これは、令和2年6月に県民会議から出された「次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書」で示された考え方を取り込んでいるのだと思いますが、「今後」のことなので「踏まえ」はなじまないのでは。「見据え」等に言い換えるなど検討下さい。	A	ご提案の趣旨は計画案において反映していきます。
6	1	P. 18 「生産経費の低減等、施業の効率化に向けた取組をより一層推進するとともに」については、施業の効率化に向けた取組の例示として「生産経費の低減」はふさわしくないのでは。	A	ご提案の趣旨は計画案において反映していきます。

意見 No	要望 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
7	1	<p>P. 18 「最近の間伐搬出の実態を踏まえた事業量の見直しが必要である」とあり、これを受けて19ページ①間伐材の搬出支援「間伐材搬出の実態を踏まえた事業量や補助額の段階的な見直しを行いながら」としていますが、「補助額の見直し」が課題にはありません。 → 課題について、1番事業と同じように県民会議からの意見書で示された考え方「水源環境保全税終了後を見据えた事業展開を検討していく必要がある」を受ける形にしてはどうか。例えば「特別対策事業終了後を見据えて、事業量や補助額の見直しが必要である」等としてはどうですか。</p>	A	ご提案の趣旨は計画案において反映していきます。
8	1	<p>p. 18, 19 「今後、気候変動に伴う災害のリスクの増大が懸念されるなか、林地被害を防止または軽減するような作業方法について徹底していく必要がある」 → この課題は、1番事業のところ記載したように県民会議意見書を受けていると思いますが、この記載では「間伐材の搬出は林地被害を招く」と受け止めかねられません。「林地保全に配慮した作業方法」など表現を工夫すべきと思います。</p>	A	ご提案の趣旨は計画案において反映していきます。
9	1	<p>P. 19 目標が「木材の生産性の向上を図る」ことならば、間伐材の搬出を支援する必要があるのか分からなくなるのでは。やはり目標に「間伐材の搬出を促進する」ことを明示すべきでは。</p>	A	ご提案の趣旨は計画案において反映していきます。
10	1	<p>P. 11 「森林資源の利用が可能な森林において、大径化、高齢級化が進む人工林の若返り」とあるが、何故その必要があるのか。最近の科学的知見として、大径化高齢級化した老齢林がもっとも水源涵養機能などの公益的機能が低いことが示されている。森林資源の利用って結局林業ではないのか。それなら一般会計で行うべきである。林業と公益的機能のための森林づくりをしっかりと区別してほしい。</p>	D	<p>現在、進めている水源の森林づくり事業は、荒廃した私有林を県が公的管理・支援し、健全な状態に保全・再生することを目的に実施していますが、健全になった森林は、最終的には森林所有者に返すこととなります。 しかし、個人の所有者では、継続した管理が困難なことから、返還後は、森林組合や林業会社等、民間の事業者が所有者に代わって私有林の経営管理を行える環境、体制を、今から整えていくことが必要と考えています。 現在、水源の森林づくり事業において、道から比較的近く、森林資源の活用な森林については、健全な人工林を目標とし、森林資源の活用を通して適切な管理の持続につながるよう、平成24年度から長期施業受委託事業により、集約的で効率的な森林整備を進めています。 こうしたことから、大綱期間終了後、民間事業者による持続的・自立的な森林の管理・経営が行えるよう、第4期間中に、例えば、森林の更新方法について、検討・試行するなど、森林資源の有効活用による、持続的な森林管理に向けた取組みを進めたいと考えています。</p>

意見 No	要望 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
11	1	<p>P. 15 (新) シカ捕獲実施者への奨励金交付 以下理由により反対する。 ○他県で、写真の使いまわし、部位の再利用、他地域で捕獲個体の流用等による不正が報告されており、これを防ぐ有効な手段が無いこと。 ○生息頭数以外の理由（地形やアクセス等）で捕獲効率が相対的に良い場所に捕獲が偏り、真に必要な場所での捕獲が行われない恐れがあること。 ○報奨金目当てに、地域に精通していない新規参入の捕獲従事者が増加し、安全な捕獲に支障を及ぼす恐れがあること。 ○「丹沢大山地域及び周辺地域に生息し農業被害等を生じさせているが報奨金の対象とならない」イノシシなど、他の野生鳥獣の捕獲が相対的に減少する可能性が高いこと。 ○「生き物を殺した数に応じて報奨金を出す」という枠組みには、動物愛護や倫理的な観点から抵抗感を持つ市民も少なくないと考えられ、こうした面での配慮を欠いた取り組みは感情的な反対運動を引き起こすことにもなり兼ねず、結果的にシカ対策全体の進捗を大きく停滞させる恐れがあること。 捕獲頭数に応じた報奨金ではなく、被害対策への支援と併せて、地域ごとに組織化された捕獲従事者の集団に対して、捕獲努力量（延べ従事者数）や地形等の要素を勘案した内容で、経済的支援及び技術的支援を行うべきである。 「丹沢大山周辺地域」「水源の森林のエリア」という表現がどこを示すのかが漠然としており、「エリア内の農地で捕獲される可能性もある」とも解釈されるので、具体的な明示が必要。 例えば「水源の森林エリア内がかつ森林であり、県捕獲が及んでいない場所」等、実行する場所を明確にする（つまり水源の森林と直接関係する場所に限定する）必要がある。 仮に農地等の森林以外の場所において捕獲を実施するのであれば、水源環境税ではなく、既存の国庫補助金等（鳥獣被害防止特措法等）の一般会計を活用すべきである。</p>	A	<p>現在、県内複数市町において、国によるシカ・イノシシ成獣の捕獲に対する捕獲頭数に応じた支援（鳥獣被害防止総合対策交付金のうち鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）を活用しており、その申請の確認にあたっては、国が作成した実施要領及び捕獲確認マニュアルを遵守することで、虚偽申請等の未然防止を図っています。県が令和3年度より交付する捕獲奨励補助金についても、同要領及びマニュアルによる捕獲確認を行うことで、これまでと同様、虚偽申請等の未然防止を図っていきます。 水源環境保全税による捕獲奨励補助金については、水源の森林と直接関係し、県による捕獲が及んでいない箇所での捕獲を対象としていますので、第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画においては、より明確な記載としてまいります。 なお、それ以外の箇所での捕獲については、一般財源から捕獲奨励補助金を交付することとしています。</p>
12	1	<p>P. 19 目標に「木材の生産性の向上」と記載されているが、水源の森林づくり事業であることを鑑みると、水源の森林の保全（林分密度の適正化、下層植生の回復・維持、保水機能の向上、林床に対するローインパクト等）が含まれるべきではないか。この「木材の生産性の向上」という目標を掲げるのであれば、林業の通常事業と変わらないものであり、一般会計で行うべきである。</p>	D	<p>この事業のねらいは、林道から近い森林資源の利用が可能な森林にあつては、間伐材の搬出を促すことで森林整備を促進すること、もう一つは、森林資源を有効利用することにより、民間主体による持続的・自立的な森林管理を目指していくことにあります。 現在は、県が私有林の公的管理・支援や間伐材の搬出補助を行い、水源かん養等公益的機能の高い森林づくりを進めていますが、水源環境保全・再生施策終了後には森林組合等民間事業体に森林管理を委ねていくこととしています。 民間主体による持続的・自立的な森林管理を実現するためには、木材生産を効率的に行うことが不可欠なことから、現在では全国に比べ低位にとどまっている県内事業体の木材の生産性の向上を図ることを目標として、取組みを進めることとしたものです。</p>
13	1	<p>P. 11 「契約期間の満了に伴い所有者に返還した森林は、その後も水源かん養機能など公益的機能が発揮される状態を持続する必要があるため、森林施業の集約化を進める事業者へ水源林の確保地や整備履歴等の情報を提供するなど、民間が主体となった森林管理に繋げる。」とありますが、民間組織の目的や社会から期待される役割は、水源かん養機能など公益的機能を発揮することよりも投入資源（木材や土地）から利益を生み出すことにあると考えます。民間組織の健全で自由な活動を阻害することなく、かつ水源かん養機能など公益的機能を発揮するために投入されてきた税金の目的が無駄になるという結果になることがないようお願いします。</p>	C	<p>現在、進めている水源の森林づくり事業は、荒廃した私有林を県が公的管理・支援し、健全な状態に保全・再生することを目的に実施していますが、健全になった森林は、最終的には森林所有者に返すこととなります。 大綱期間終了後、民間事業体による持続的・自立的な森林の管理・経営が行えるよう、第4期間中に、例えば、森林の更新方法について、検討・試行するなど、森林資源の有効活用による、持続的な森林管理に向けた取組みを進めたいと考えています。</p>
14	1	<p>P. 15 「市町村等が行うシカ捕獲」の目的と「中高標高域におけるシカ管理」の目的は同じなのでしょうか。市町村等が行うシカ捕獲活動奨励による結果が中高標高域におけるシカ管理の目的達成とどのように結びついているのか</p>	B	<p>シカ捕獲実施者への奨励金交付は、森林整備による植生の回復を着実に進めるために、中標高域など水源環境の保全上重要なエリアのうち、県の管理捕獲の実施箇所以外での捕獲を強化することとして、第4期計画に新たに追加したものであり、事業の目的は他の「中高標高域におけるシカ管理」における事業と同様です。</p>

意見 No	要望 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
15	4	P. 7 本当に県民の意見を聞く気があるなら、県庁公報Twitter等SNSを活用するなどして、意見を募集していることをもっと広く伝えるべきだったのではないのでしょうか。意見募集していたことを、ほとんどの県民が知らないのでは。そもそも水源税を県民が払っていることも、ほとんどの県民は知らないのではないかと思います。	C	水源環境保全税の周知については、これまでも取り組んできましたが、未だ十分ではないことが課題と認識しております。 いただいたご意見を踏まえまして、水源環境保全・再生施策の県民理解の促進が図られるよう、様々な広報を行ってまいります。
16	1	P. 15 「新規事業：シカ捕獲実施者への奨励金交付」について、市町村にどのような基準で奨励金を交付するのかを県民にもわかるように具体的に記載してほしいです。曖昧なままでは、中高標高域の植生回復が見られないエリア以外で捕獲したシカ、例えば農地で有害駆除されたシカなどにも奨励金が支払われるなどにならないかと危惧します。	A	水源環境保全税による捕獲奨励補助金については、水源の森林と直接関係し、県による捕獲が及んでいない箇所での捕獲を対象としていますので、第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画においては、より明確な記載としてまいります。 なお、それ以外の箇所での捕獲については、一般財源から捕獲奨励補助金を交付することとしています。
17	1	P. 15 シカ増加の懸念から、丹沢山地以外も含め広範にわたり、森林整備と連携したシカ対策を実施していくため、新たにシカ捕獲実施者への奨励金交付を追加するとのことですが、本来の計画の目的である取り組みには該当しないのではないのでしょうか。水源周辺で直接植生に影響しているところ以外の場所では水源環境保全とは別の目的での捕獲になるのではないですか。きちんと分ける必要があるのではないのでしょうか。また、水源周辺のシカ捕獲は管理捕獲として今までも行っている内容ですので新たに奨励金を追加する意味もわかりません。	A	県では、森林整備による植生の回復を着実に進めるために、中標高域など水源環境の保全上重要なエリアのうち、県の管理捕獲の実施箇所以外での捕獲を強化することとし、第4期計画に新たに「シカ捕獲実施者への奨励金交付」を追加したところです。 なお、水源周辺で直接植生に影響しているところ以外の場所での捕獲に対しては、一般財源で実施することとしており、補助金の申請及び実績報告では、それぞれを明確に区分し、水源環境保全税が充てられた捕獲が分かるようにしています。
18	1	計画の推進に当たっては、水源環境を巡る環境の変化に適切に対応した効果的な施策展開を図るということですから、例えば今問題になっているマイクロプラスチックについて、最新の知見を反映して水源の水質への影響や、発生源対策を行うため、必要な研究を行うなどの費用に当てるなど、継続事業のみにとらわれず新たな視点からも計画作成を検討すべきではないかと思いますがどうでしょうか。	C	ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。